

○環境省告示第六号

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年環境省令第三号）の施行に伴い、及び土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十条第二項第三号の規定に基づき、環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年一月二十九日

環境大臣 原田 義昭

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第四十条第二項第三号の環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法は、次のとおりとする。

- 1 要措置区域外から搬入された土壤に係る土地（以下「調査対象地」という。）について、土地の地質、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定す

るために有効な情報を把握すること。

二 前号の規定により把握した情報により、調査対象地を特定有害物質の種類ごとに次のイからハまでに掲げる土地の区分に分類し、当該土地の区分に応じ、当該イからハまでに定める土壤について、試料採取等の対象とすること。

イ 調査対象地が規則第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類する土地その他基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地 五千立方メートル以下の量ごとの土壤

ロ 調査対象地が規則第三条の二第二号に掲げる土地の区分に分類する土地その他特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地（イに掲げる土地を除く。）又は調査対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがないとはいえないと認められる土地 九百立方メートル以下の量ごとの土壤

ハ イ及びロに掲げる土地以外の土地 百立方メートル以下の量ごとの土壤

三 前号の規定にかかわらず、次に掲げる土壤について、試料採取等の対象としないことができるこ

と。

イ 浄化等済土壤（汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イに規定する浄化等済土壤をいう。）

ロ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壤

ハ 規則別表第八の五の項に規定する目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合における当該埋め戻す土壤について、当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに一点の土壤を採取したもの又は当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法又は同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、土壤溶出

量基準及び土壌含有量基準に適合するもの

- 四 第二号の規定により試料採取等の対象とされた土壌の中心部分（当該土壌において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分）の土壌を採取すること。
- 五 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に含まれる特定有害物質の量を、規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法及び同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。
- 六 前各号の規定にかかわらず、当該要措置区域外から搬入された土壌が他の要措置区域から搬出された土壌である場合にあつては、当該土壌は当該他の要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態と同じ汚染状態にある土地の土壌とみなすこと。